



マイナちゃん

マイナンバー制度スタート

南阿蘇村は10月中旬以降に通知カードが皆さまのお手元に届きます!!

通知カードがもつすぐ届きます

広報9月号でお知らせしたとおり、10月5日(月)からマイナンバーを記載した通知カードが全国民に簡易書留で届きます。市町村ごとに順番が決まっており、本村は10月中旬以降に皆さまに届きます。このカードは国や地方公共団体などの公的(介護、税など)な手続きの際に使用しますので中身をよく確認の上、紛失しないよう大事に保管してください。

なお、送付先は10月2日(金)までの住民登録情報となっています。カードは届いたが、婚姻で氏が変わった、住所を転居した、など氏名・住所の変更がありましたら役場住民福祉課までご連絡ください。

個人番号カードがお勧めです

個人番号カードは下の図にあるように表面に住所・氏名・生年月日・性別、顔写真が入っており、裏面にはマイナンバーとICチップが搭載されています。このカードは本人確認書類として、また、確定申告に使えるe-Tax(電子証明書)にも使えます。希望される方には初回手数料無料で平成28年1月から発行されます。ただし、通知カードと引換えになりますのでご了承ください。

表



裏



※住基カードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。
※カードはプラスチック製となっており、デザインは、現在検討中です。



〈マイナンバーの問い合わせ〉
全国共通ナビダイヤル
Tel0570(20)0178
住民福祉課 住基・戸籍係
Tel(62)9195

カード有効期間

発行日から10回目の誕生日まで。ただし、未成年は容姿の変化が大きいため5回目の誕生日まで。

電子証明書の有効期間

発行日から5回目の誕生日まで。

マイナンバーを騙った振込詐欺にご注意ください。

電話で「〇〇さんですか? 役場です。マイナンバーで庁内のあなたの情報をつなぎ合わせたら、過去に税金の未納があることがわかりました。このままでは、あなたの履歴に未納があると残ってしまいます。早くATMへ……」など新しの振込詐欺が始まる可能性があります。役場からATM振込みの依頼をすることはないので、ご注意ください。